

自己負担額の項目、併用する理由等

1 申請者

養成施設名	
氏名	

学生支援機構の奨学金を受けられる場合は、2又は3を記入してください。

(最後ページの参考資料を参照ください。)

2 授業料等減免(返済不要)の場合

授業料、入学金の減免については、減免後において自己負担額が生じる場合に 修学資金(月額50,000円)、入学金(200,000円)を上限に貸付けの申請ができます。

自己負担額の範囲については、減免後の授業料・入学金、実習費、教材費等の納付金のほか参考図書、学用品及び交通費等の経費を含み希望する金額を申請することができます。

貸付けを希望する金額及び自己負担の経費を下記に記入してください。

項目	貸付希望金額 (年額)	自己負担の経費 (該当項目に○を付けてください。)	金額(年間総額)
修学資金	円	() 減免後の授業料	円
		() 実習費、教材費 () 施設維持費等 () 交通費 () 参考図書、学用品 () その他【 】	円
		合計	円
入学金	円	() 減免後の入学金	円
		() 実習費、教材費等の納付金 () その他【 】	円
		合計	円

3 貸与型奨学金(返済必要)の場合

併用は真にやむを得ないと認められる場合に限りしますので、貸与奨学金の受けられる場合は、その理由を下記に記入してください。(200文字程度)

--

記入例

自己負担額の項目、併用する理由等

1 申請者

養成施設名	
氏名	

学生支援機構の奨学金を受けられる場合は、2又は3を記入してください。

(最後ページの参考資料を参照ください。)

2 授業料減免（返済不要）の場合

授業料、入学金の減免については、減免後において自己負担額が生じる場合に 修学資金（月額 50,000 円）、入学金（200,000 円）を上限に貸付けの申請ができます。

自己負担額の範囲については、減免後の授業料・入学金、実習費、教材費等の納付金のほか参考図書、学用品及び交通費等の経費を含み希望する金額を申請することができます。

貸付けを希望する金額及び自己負担の経費を下記に記入してください。

項目	貸付希望金額 (年額)	自己負担の経費 (該当項目に○を付けてください。)	金額 (年間総額)
修学資金	600,000 円	<input checked="" type="radio"/> 減免後の授業料	240,000円
		<input checked="" type="radio"/> 実習費、教材費 <input type="checkbox"/> 施設維持費等 <input checked="" type="radio"/> 交通費 <input checked="" type="radio"/> 参考図書、学用品 <input type="checkbox"/> その他【 】	420,000円
		合計	660,000円
入学金	200,000 円	<input checked="" type="radio"/> 減免後の入学金	135,000円
		<input checked="" type="radio"/> 実習費、教材費等の納付金 <input type="checkbox"/> その他【 】	80,000円
		合計	215,000円

3 貸与型奨学金（返済必要）の場合

併用は真にやむを得ないと認められる場合に限りしますので、貸与奨学金の受けられる場合は、その理由を下記に記入してください。(200文字程度)

(記入例) 収支バランスが分かるよう詳しくご記入ください。

学費 80 万円、実習費 20 万円、教科書代 10 円、定期代 10 万円、家賃等 100 万円、食費 30 万円かかります。母子家庭のため、親の仕送りはありません。そのため、貸与型奨学金 100 万円では、生活が厳しいので、週 5 でアルバイトのシフトに入り、150 万円以上を稼ぐ必要があります。卒業後は養成施設で学んだ知識や経験を生かして、保育士の業務に携わりたいと思っています。そのため愛知県社協の修学資金と貸与型奨学金の併用を認めていただき、アルバイトのシフトを週 3 にして、勉学に励んでいきたいと思っています。

(参考資料)

愛知県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金の貸付事業と高等教育の修学支援新制度との関係は次のとおりです。

	保育士修学資金貸付制度			
高等教育の修学支援新制度	修学資金	入学金	就職準備金	生活費加算
授業料等減免	△ (差額支給)	△ (差額支給)		
給付型奨学金			○ (併用可)	× (併用不可)

注1 差額支給については、減免後に自己負担額が生じる場合に修学資金等を申請できます。
詳しくは、上記の別紙をご覧ください。

注2 給付型奨学金、授業料等の減免を受けても就職準備金は、申請できますが、就職準備金のみの貸付はできません。

注3 給付型奨学金を受けた場合は、生活費加算の申請はできません。

なお、高等教育の修学支援新制度における減免額等の支援内容が確定した後、修学資金の貸付決定を行うため、通常より貸付審査・決定に時間を要します。